

2023年度

県庁生協グループ保険



● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

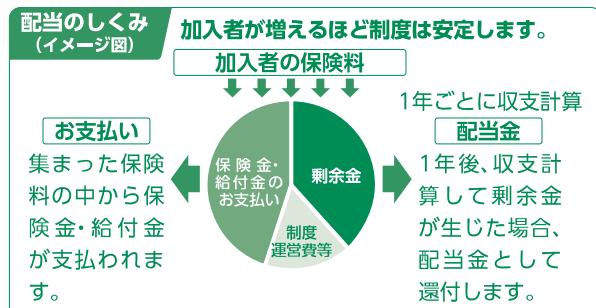
1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

● 健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック

健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

●定年年齢の延長に伴い、「長期療養収入補償制度」にご加入いただいている方は、補償対象期間が60歳から65歳に引き上げとなります。そのため保険料も変更になりますので、ご確認をお願いいたします。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

※医療保障保険については、P17・18をご覧ください。
※積立年金については、P73・74をご覧ください。

申込締切日 | 2023年11月2日(木)

責任開始期
(加入日) | 2024年2月1日(木)

県庁生協グループ保険フリーダイヤル 0120-220-747

2023年10月2日(月)～2023年11月2日(木)9:00～17:00(土日祝日除く)

※照会受付期間終了後は03-5289-7590まで

[契約者] 群馬県庁生活協同組合

はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 **(健活)** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。



万ー
の備え

商品の名称

基本保障保険(生命保険部分)

年金払特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- ◎死亡、所定の高度障害を保障します。
- ◎不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

本 人

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月までの方)

継続最高年齢70歳・契約満了時年齢71歳

配偶者

15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月までの方)

2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方^{注*}

こども

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



ケガ
への備え

基本保障保険(損害保険部分)

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

- ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月までの方)^{注●}

継続最高年齢70歳・一時払退職後傷害保険に加入可能(10年間)

15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月までの方)^{注●}

2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方^{注*・注●}

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]



万ー
の備え

退職後継続制度(新タイプ)

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(II型)【生命保険】

- ◎死亡、所定の高度障害を保障します。
- ◎退職後も保障を継続できます。
- ◎余命6ヶ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

群馬県庁生活協同組合の組合員で、39歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方

継続最高年齢74歳・契約満了時年齢75歳

15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方

(ご加入いただけません)

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



病気・ケガ
への備え

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- ◎病気やケガによる入院を保障します。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

ご加入いただける方についてはP37「加入資格」をご覧ください。

継続最高年齢69歳・契約満了時年齢70歳

はじめに

掲載
ページ

退職後の取扱いについて

契約概要

P.25
注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(医療保障保険)

健康情報活用商品について

基本保障保険(生命保険部分)

基本保障保険(損害保険部分)

退職後継続制度(新タイプ)

医療保障保険

新・医療保障保険

追加給付

重病克服支援制度

P.31
長期療養収入補償制度

リビングリスク制度

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金)

積立年金

重い病気
への備え三大疾病・
介護等への
備え重い病気
への備え長期休職
への備え

新・医療保障保険

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

商品の特長

- ◎病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。
- ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。
- ◎健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

追加給付

医療保険【損害保険】

重病克服支援制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は71歳6ヶ月までの方) 継続最高年齢71歳・契約満了時年齢72歳	15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は71歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]

配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方 退職後継続はありません ※本人、配偶者いずれも新・医療保障保険への加入が条件です。	15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方	(ご加入いただけません)
--	----------------------	--------------

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]

配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は71歳6ヶ月までの方) 継続最高年齢71歳・契約満了時年齢72歳	15歳6ヶ月を超えて65歳6ヶ月までの方(継続は71歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)
---	-------------------------------------	--------------

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]

配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超えて64歳6ヶ月までの方 退職後継続はありません	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
---	--------------	--------------

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]



ケガ・日常生活上のリスク
への備え



蓄え
として

その他ご加入に
あたっての
注意事項

商品の名称

リビングリスク制度

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保
険(青年アクティブ型)【損害保険】

商品の特長

- ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- ◎日常生活における様々なリスクに対応します。

ご加入いただける方

本 人

群馬県庁生活協同組合の組合員で、15歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方^{注●}

退職後継続はありません

配偶者

15歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方^{注●}

(ご加入いただけません)

こども

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]

積立年金

拠出型企業年金保険【生命保険】

◎在職中の積立制度です。

- ◎積立てた資金を原資として、保険料払込完了後に年
金を受け取ることができます。

ご加入いただける方についてはP75をご覧ください。

退職後継続はありません

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 追加給付のみのご加入はできません。新・医療保障保険と同額にてご加入ください。
- 親介護特約(追加給付)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の追加給付とセットで、配偶者の親は配偶者の追加給付とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーター・ボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※基本保障保険(生命保険部分)・(損害保険部分)、医療保障保険、新・医療保障保険、重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※退職後継続制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※医療保障保険は、P37加入資格をご覧ください。※積立年金は、P77加入資格をご覧ください。

追加給付

本人・配偶者の親

親介護特約

群馬県庁生活協同組合の組合員および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、25歳6ヶ月を超える85歳6ヶ月までの方

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12



ご注意

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.19

※基本保障保険(生命保険部分)・(損害保険部分)、医療保障保険については、群馬県庁生活協同組合の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※長期療養収入補償制度については、群馬県庁生活協同組合の組合員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※リビングリスク制度、重病克服支援制度、新・医療保障保険、追加給付、退職後継続制度については、群馬県庁生活協同組合の組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※医療保障保険、リビングリスク制度、重病克服支援制度、新・医療保障保険、長期療養収入補償制度、退職後継続制度のみの単独加入も可能です。

退職後の取扱いについて

※年齢は保険年齢です。

退職後の取扱いについて

現職中の制度名	退職後	継続 最高年齢	契約満了時 年齢	退職後制度の保障内容(団体扱い)
基本保障保険 (生命保険部分+損害保険部分)	<p>※退職後制度については、退職時に別途詳しいご案内をいたします。 ※制度内容等詳細は別途(退職時等)配布のパンフレットをご参照ください。</p>	70歳	71歳	●死亡・高度障害
退職後継続制度 (新タイプ)	<p>※退職後も団体扱いで継続する場合は生協組合員であることが要件</p>	74歳	75歳	●死亡・高度障害
医療保障保険	<p>※退職後も団体扱いで継続する場合は生協組合員であることが要件</p>	69歳	70歳	●病気・ケガによる継続して2日以上の入院
新・医療保障保険	<p>※退職後も団体扱いで継続する場合は生協組合員であることが要件</p>	71歳	72歳	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・災害による継続して2日以上の入院、手術 ●三大疾病時、倍額給付・支払い日数無制限
追加給付(任意)		—	—	退職後継続はありません。
重病克服支援制度	<p>※退職後も団体扱いで継続する場合は生協組合員であることが要件</p>	71歳	72歳	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたときの闘病初期費用を保障 ●死亡・高度障害
長期療養収入補償制度		—	—	退職後継続はありません。
リビングリスク制度		—	—	退職後継続はありません。
積立年金	<p>年金受取</p> <p>無配当医療保険(一般コースのみ) (70歳もしくは80歳)</p>	—	—	<p>〈年金受取方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●積立てられた原資を10年確定年金等で受け取ることができます。 ●15年確定年金、10年保証期間付終身年金、一時金(年金に代えて)でも受け取れます。 ●加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。 <p>〈無配当医療保険(一般コースのみ)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケガによる継続して2日以上の入院(70歳満期もしくは80歳満期より選択可) ●手術給付金 ●告知が必要となります。 <p>など</p>

*医療保障保険と新・医療保障保険はご退職後の上限日額が合わせて5,000円となります。

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

*記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

○基本保障保険、医療保障保険、新・医療保障保険、重病克服支援制度は団体扱い終了後、個人扱いで加入可能です。詳細は別途お問い合わせください。

*基本保障保険(生命保険部分)、医療保障保険、新・医療保障保険、重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

*退職後継続制度(新タイプ)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは基本保障保険(生命保険部分)・基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・新・医療保障保険・追加給付・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)・長期療養収入補償制度について記載しております。

医療保障保険については、P17をご覧ください。積立年金については、P73をご覧ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

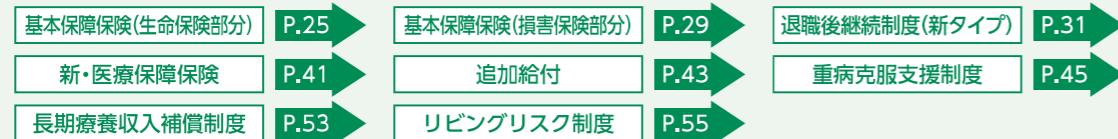
退職後継続制度(新タイプ)については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。

その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(初回は2月分から)

3 配当金

配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

基本保障保険(生命保険部分)

基本保障保険(生命保険部分)は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続制度(新タイプ)については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

(2023年2月1日現在)

[基本保障保険(生命保険部分)]

明治安田生命保険相互会社(83.33%)
第一生命保険株式会社(3%)

日本生命保険相互会社(13.67%)

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

[新・医療保障保険] [重病克服支援制度] [退職後継続制度(新タイプ)]

明治安田生命保険相互会社

[基本保障保険(損害保険部分)] [リビングリスク制度] [追加給付] [長期療養収入補償制度]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは基本保障保険(生命保険部分)・基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・新・医療保障保険・追加給付・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)・長期療養収入補償制度について記載しております。

医療保障保険については、P17・18をご覧ください。積立年金については、P73・74をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき
 - ・保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.58

補償の重複について(損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.69

2 告知内容について



ご注意

- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。
[基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・追加給付・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)・長期療養収入補償制度]
 STEP1・2へお進みください。
[基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度]
 就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の 就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 注「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
 注①「治療」には、指示・指導を含みます。
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

基本保障保険(生命保険部分)	退職後継続制度(新タイプ) 重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	新・医療保障保険 追加給付 長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態		過去3カ月以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
過去5年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表①記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。	過去5年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。 重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	過去2年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 注①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

親介護特約
現在までの健康状態 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態
●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表① がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

別表② 心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)の場合>

企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)の場合>

引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

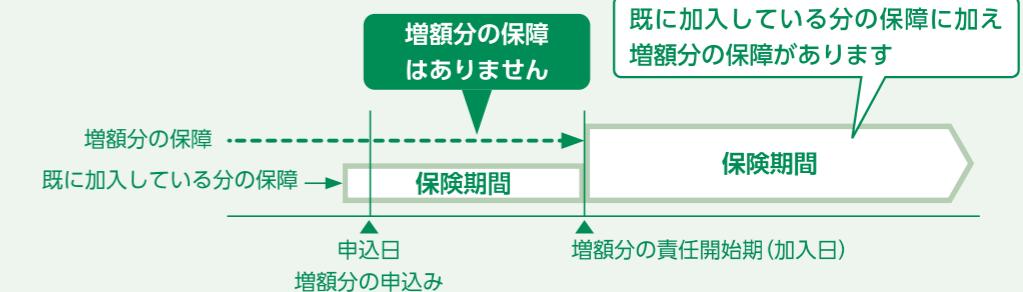
なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.71 →

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 P.14 →

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

医療保障保険(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

①商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

②加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
医療保障保険	P37	P37	P35	P37

③配当金

医療保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④脱退による返戻金

医療保障保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

①お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

②告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

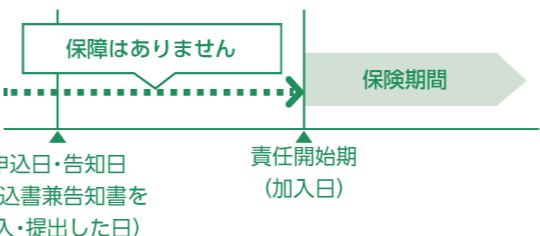
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

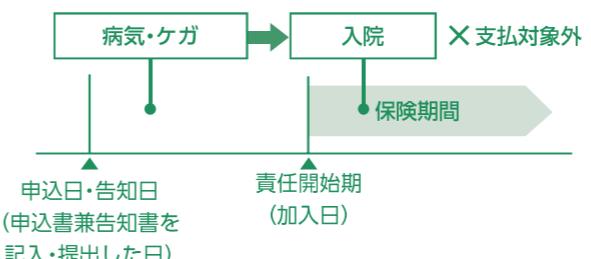


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

入院給付金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保障保険 P38

⑤生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

健康情報活用商品について

該当商品名称 新・医療保障保険・重病克服支援制度

本パンフレット内で、「健康情報活用商品」には **(健活)** のマークがついています。

このページは、本パンフレットの「契約概要・注意喚起情報」の内容に加え、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」(以下、「CB特約」)において、特にご注意いただきたい事項をまとめております。

「CB特約」では、加入者の健康診断結果に応じて、一部保険料のキャッシュバックをうけられる場合があります。キャッシュバックの判断基準となるランクの判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

健康診断結果の提出がない場合やその情報の取扱いに同意いただけない場合は、健康診断結果の如何を問わず、キャッシュバックの対象となりません。必ず、以下の内容をご確認ください。

対象商品

以下の商品のうち、本パンフレット内で **(健活)** のマークがついているものが対象です。

商品名		保険期間
主契約	特約	
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約	1年
無配当医療保険	-	
無配定期保険(Ⅱ型)	-	

対象者

加入対象区分：本人・配偶者

「CB特約」の概要

- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック(※)することで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- CB特約は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。

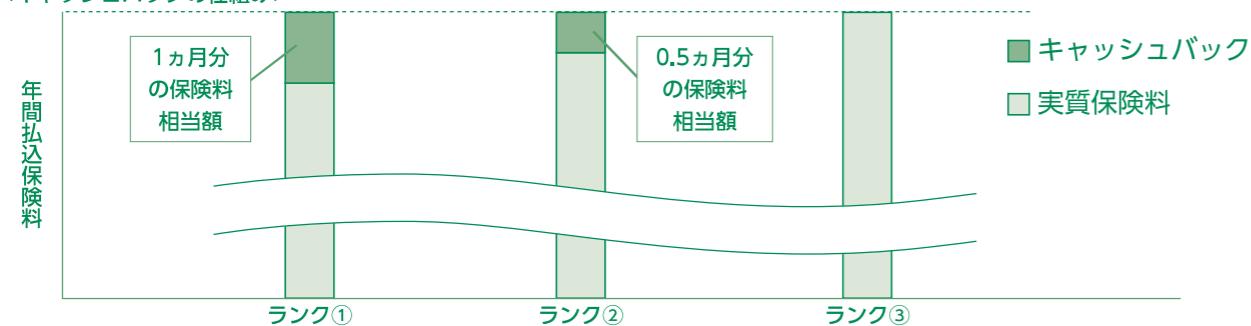
①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき

②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき

③団体がCB特約を継続しなかったとき

④保険会社がCB特約の取扱いを停止したとき

<キャッシュバックの仕組み>



保険料

特約の付加に対する保険料は必要ありません。

キャッシュバックの支払いについて

「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。

<ランクによるキャッシュバック割合>

ランク	キャッシュバック割合
ランク①	主契約および対象の特約の保険料 1ヶ月分相当額 ^(注)
ランク②	主契約および対象の特約の保険料 0.5ヶ月分相当額 ^(注)
ランク③	なし

(注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

「ランク」の判定方法について

以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。

[第1段階] 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

(表1-1) 40歳未満

健診項目			健診結果区分			
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)	A	B	C	D
			18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
尿	血圧 ^(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
		拡張期(mmHg)	84以下	85～89	90～99	100以上
血液	肝機能 ^(※3)	尿糖	(一)	(±)以上		
		尿蛋白	(一)	(±)	(+)	(2+)以上
任意項目	血液	脂質(中性脂肪) (mg/dL)	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		GPT(ALT) (U/L)	30以下	31～40	41～50	51以上
		γ-GT(γ-GTP) (U/L)	50以下	51～80	81～100	101以上

(表1-2) 40歳以上

健診項目			健診結果区分			
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)	A	B	C	D
			18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
尿	血圧 ^(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
		拡張期(mmHg)	84以下	85～89	90～99	100以上
血液	肝機能 ^(※3)	尿蛋白	(一)	(±)	(+)	(2+)以上
		脂質(中性脂肪) (mg/dL)	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
任意項目	血液	GPT(ALT) (U/L)	30以下	31～40	41～50	51以上
		γ-GT(γ-GTP) (U/L)	50以下	51～80	81～100	101以上
	糖代謝 ^(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
		血糖(mg/dL)	99以下	100～109	110～125	126以上

【第2段階】健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

(表2-1) 40歳未満

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項目任意	脂質	10	0		10	0			
	肝機能 ^(※3)	(※5)			(※5)				

(表2-2) 40歳以上

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

(※1)提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、BMIは体重<kg> ÷ (身長<m>)²で計算するものとします。小数点第二位以下端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。

(※2)収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。

(※3)GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。

GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。

(※4)HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。

(※5)40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

【第3段階】健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

(表3-1) 40歳未満

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

(表3-2) 40歳以上

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

その他(留意事項)

- 「ランク」の判定にあたっては、(表1-1) (表1-2)に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかつたときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。

※健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヶ月以内であることを要します。

(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヶ月以内である健康診断とみなします。)

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「C B特約」は、ランクの判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- ・健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- ・いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- ・加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- ・健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。

「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、**健診情報の結果の如何を問わずランク③となります。(ランク③の場合、キャッシュバックの対象となりません。)**

「**加入申込書兼告知書**」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- ・団体が、加入者の健診情報のうち、**<別表>**記載の内容を、保険会社へ提出すること
- ・団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、**<別表>**記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- ・団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- ・保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

<別表：提出に同意する健診情報>

1. 健康診断受診日
2. BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

- ・保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランクの判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「**加入申込書兼告知書**」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- ・加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「**健診情報活用商品**」とされている契約(以下、「**本契約**」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「**個人契約**」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- ・保険会社は、「**団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能**」(以下、「**健診情報収集のサポート機能**」)を、団体に提供すること
- ・健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「**みんなのMYポータル**」機能以外での健診情報は受け付けないこと

<健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「**みんなのMYポータル**」を通じ、加入者に対し、健診情報のうちランク判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、**<別表>**記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「**みんなのMYポータル**」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

基本保障保険(生命保険部分)



保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者 こども

*基本保障保険(損害保険部分)とセットでご加入ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

基本保障保険(生命保険部分)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付	不慮の事故によるその他の給付		
	[死亡・高度障害 保険金] (年金原資) (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
3,500	3,500	1,000	1,000	700～100	15,000
3,000	3,000	1,000	1,000	700～100	15,000
2,700	2,700	1,000	1,000	700～100	15,000
2,400	2,400	1,000	1,000	700～100	15,000
2,100	2,100	1,000	1,000	700～100	15,000
1,800	1,800	900	900	630～90	13,500
1,500	1,500	750	750	525～75	11,250
1,200	1,200	600	600	420～60	9,000
1,000	1,000	500	500	350～50	7,500
800	800	400	400	280～40	6,000
500	500	250	250	175～25	3,750
300	300	150	150	105～15	2,250

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	[死亡・高度障害 保険金] (年金原資) (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
1,000	1,000	500	500	350～50	7,500
800	800	400	400	280～40	6,000
500	500	250	250	175～25	3,750
300	300	150	150	105～15	2,250

子ども					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	[死亡・高度障害 保険金] (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
300	300	120	120	84～12	1,800

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.58



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.60

保険料

◎保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人									
申込 金額(万円)	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16~35歳 (1988.8.2 ~ 2008.8.1)	36~40歳 (1983.8.2 ~ 1988.8.1)	41~45歳 (1978.8.2 ~ 1983.8.1)	46~50歳 (1973.8.2 ~ 1978.8.1)	51~55歳 (1968.8.2 ~ 1973.8.1)	56~60歳 (1963.8.2 ~ 1968.8.1)	61~65歳 (1958.8.2 ~ 1963.8.1)	
3,500	男性	4,825	5,735	7,240	9,725	13,470	18,790	27,960	40,735
	女性	3,635	5,070	5,875	7,695	9,865	12,105	15,570	20,470
3,000	男性	4,350	5,130	6,420	8,550	11,760	16,320	24,180	35,130
	女性	3,330	4,560	5,250	6,810	8,670	10,590	13,560	17,760
2,700	男性	4,065	4,767	5,928	7,845	10,734	14,838	21,912	31,767
	女性	3,147	4,254	4,875	6,279	7,953	9,681	12,354	16,134
2,400	男性	3,780	4,404	5,436	7,140	9,708	13,356	19,644	28,404
	女性	2,964	3,948	4,500	5,748	7,236	8,772	11,148	14,508
2,100	男性	3,495	4,041	4,944	6,435	8,682	11,874	17,376	25,041
	女性	2,781	3,642	4,125	5,217	6,519	7,863	9,942	12,882
1,800	男性	3,060	3,528	4,302	5,580	7,506	10,242	14,958	21,528
	女性	2,448	3,186	3,600	4,536	5,652	6,804	8,586	11,106
1,500	男性	2,550	2,940	3,585	4,650	6,255	8,535	12,465	17,940
	女性	2,040	2,655	3,000	3,780	4,710	5,670	7,155	9,255
1,200	男性	2,040	2,352	2,868	3,720	5,004	6,828	9,972	14,352
	女性	1,632	2,124	2,400	3,024	3,768	4,536	5,724	7,404
1,000	男性	1,700	1,960	2,390	3,100	4,170	5,690	8,310	11,960
	女性	1,360	1,770	2,000	2,520	3,140	3,780	4,770	6,170
800	男性	1,360	1,568	1,912	2,480	3,336	4,552	6,648	9,568
	女性	1,088	1,416	1,600	2,016	2,512	3,024	3,816	4,936
500	男性	850	980	1,195	1,550	2,085	2,845	4,155	5,980
	女性	680	885	1,000	1,260	1,570	1,890	2,385	3,085
300	男性	510	588	717	930	1,251	1,707	2,493	3,588
	女性	408	531	600	756	942	1,134	1,431	1,851

配偶者									
申込 金額(万円)	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16~35歳 (1988.8.2 ~ 2008.8.1)	36~40歳 (1983.8.2 ~ 1988.8.1)	41~45歳 (1978.8.2 ~ 1983.8.1)	46~50歳 (1973.8.2 ~ 1978.8.1)	51~55歳 (1968.8.2 ~ 1973.8.1)	56~60歳 (1963.8.2 ~ 1968.8.1)	61~65歳 (1958.8.2 ~ 1963.8.1)	
1,000	男性	1,700	1,960	2,390	3,100	4,170	5,690	8,310	11,960
	女性	1,360	1,770	2,000	2,520	3,140	3,780	4,770	6,170
800	男性	1,360	1,568	1,912	2,480	3,336	4,552	6,648	9,568
	女性	1,088	1,416	1,600	2,016	2,512	3,024	3,816	4,936
500	男性	850	980	1,195	1,550	2,085	2,845	4,155	5,980
	女性	680	885	1,000	1,260	1,570	1,890	2,385	3,085
300	男性	510	588	717	930	1,251	1,707	2,493	3,588
	女性	408	531	600	756	942	1,134	1,431	1,851

こども		
申込金額(万円)	月払保険料(円)	
300	390	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2001.8.2~2021.8.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

基本保障保険(損害保険部分)



保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

※基本保障保険(生命保険部分)とセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

意向確認【ご加入前のご確認】

基本保障保険(損害保険部分)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人・配偶者	こども
		Zコース	Xコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕	165万円	165万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〈程度により〉 〔後遺障害保険金〕	6.6～ 165万円	6.6～ 165万円
	傷害により、入院した場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について〕 〔入院保険金〕	日額 2,400円	日額 2,400円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 〔ただし、1事故につき手術1回が限度〕〔状況により〕 〔手術保険金〕	1.2または 2.4万円	1.2または 2.4万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度〕 〔通院保険金〕	日額 1,600円	日額 1,600円
月 額 保 险 料		660	660

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.60 →

請求の際は、P79の事故連絡票をご使用ください

退職後継続制度(新タイプ)



保険期間 2024年2月1日(木)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。^(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。
- 本人の加入年齢は40歳からとなります。

保障内容	本 人・配偶者	
	300万円	500万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300 万円	500 万円
[死亡・高度障害保険金]		

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.68



約款規定については、参照ページをご確認ください。P.71

ご注意

意向確認【ご加入前のご確認】

退職後継続制度(新タイプ)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

◎月額保険料 (単位:円) <保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額300万円・500万円>

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者	300万円	本 人・配偶者	300万円
16歳(2007.8.2~2008.8.1)		1,293		789
17歳(2006.8.2~2007.8.1)		1,317		801
18歳(2005.8.2~2006.8.1)		1,341		816
19歳(2004.8.2~2005.8.1)		1,368		828
20歳(2003.8.2~2004.8.1)		1,392		843
21歳(2002.8.2~2003.8.1)		1,419		858
22歳(2001.8.2~2002.8.1)		1,446		870
23歳(2000.8.2~2001.8.1)		1,476		885
24歳(1999.8.2~2000.8.1)		1,503		900
25歳(1998.8.2~1999.8.1)		1,533		918
26歳(1997.8.2~1998.8.1)		1,566		933
27歳(1996.8.2~1997.8.1)		1,599		951
28歳(1995.8.2~1996.8.1)		1,635		966
29歳(1994.8.2~1995.8.1)		1,671		987
30歳(1993.8.2~1994.8.1)		1,707		1,005
31歳(1992.8.2~1993.8.1)		1,749		1,026
32歳(1991.8.2~1992.8.1)		1,788		1,044
33歳(1990.8.2~1991.8.1)		1,833		1,068
34歳(1989.8.2~1990.8.1)		1,878		1,089
35歳(1988.8.2~1989.8.1)		1,929		1,113
36歳(1987.8.2~1988.8.1)		1,977		1,134
37歳(1986.8.2~1987.8.1)		2,031		1,161
38歳(1985.8.2~1986.8.1)		2,085		1,185
39歳(1984.8.2~1985.8.1)		2,142		1,202
40歳(1983.8.2~1984.8.1)		2,202		1,239
41歳(1982.8.2~1983.8.1)		2,265		1,266
42歳(1981.8.2~1982.8.1)		2,328		1,296
43歳(1980.8.2~1981.8.1)		2,400		1,326
44歳(1979.8.2~1980.8.1)		2,472		1,359
45歳(1978.8.2~1979.8.1)		2,547		1,395
46歳(1977.8.2~1978.8.1)		2,628		1,428
47歳(1976.8.2~1977.8.1)		2,709		1,464

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	300万円	500万円	300万円	500万円
48歳(1975.8.2～1976.8.1)	2,799	4,665	1,500	2,500
49歳(1974.8.2～1975.8.1)	2,889	4,815	1,539	2,565
50歳(1973.8.2～1974.8.1)	2,985	4,975	1,578	2,630
51歳(1972.8.2～1973.8.1)	3,087	5,145	1,617	2,695
52歳(1971.8.2～1972.8.1)	3,192	5,320	1,659	2,765
53歳(1970.8.2～1971.8.1)	3,303	5,505	1,701	2,835
54歳(1969.8.2～1970.8.1)	3,417	5,695	1,746	2,910
55歳(1968.8.2～1969.8.1)	3,543	5,905	1,791	2,985
56歳(1967.8.2～1968.8.1)	3,663	6,105	1,836	3,060
57歳(1966.8.2～1967.8.1)	3,789	6,315	1,881	3,135
58歳(1965.8.2～1966.8.1)	3,921	6,535	1,932	3,220
59歳(1964.8.2～1965.8.1)	4,059	6,765	1,983	3,305
60歳(1963.8.2～1964.8.1)	4,209	7,015	2,040	3,400
61歳(1962.8.2～1963.8.1)	4,362	7,270	2,094	3,490
62歳(1961.8.2～1962.8.1)	4,521	7,535	2,154	3,590
63歳(1960.8.2～1961.8.1)	4,689	7,815	2,220	3,700
64歳(1959.8.2～1960.8.1)	4,866	8,110	2,289	3,815
65歳(1958.8.2～1959.8.1)	5,043	8,405	2,361	3,935

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

医療保障保険



保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 **本人 配偶者 こども**

保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

加入対象区分	入院給付金 病気・ケガで継続して2日以上入院のとき		死亡保険金 (死亡したとき)
	日額	10,000円	
本 人		5,000円	10万円
		3,000円	
こども		3,000円	

- 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
- 給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

退職後も
継続可能

こんな人に
おすすめ

- 入院保障を重視したい
- 現在加入している入院保障の上乗せを準備したい
- 必要最低限の入院保障を準備したい

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

◎月額保険料 (単位:円)

コース	月払保険料												
	入院給付金 日額 (病気・ケガで 継続して2日以 上入院のとき)	死 亡 保険金 (死亡したとき)	16～ 20歳	21～ 25歳	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61～ 65歳	66～ 69歳
本 人	10,000円	10万円	2,235	2,778	3,138	3,268	3,322	3,689	4,327	5,515	7,160	9,832	13,898
	5,000円	10万円	1,135	1,403	1,583	1,648	1,677	1,864	2,187	2,790	3,630	4,992	7,068
	3,000円	10万円	695	853	961	1,000	1,019	1,134	1,331	1,700	2,218	3,056	4,336
配偶者	5,000円	10万円	1,135	1,403	1,583	1,648	1,677	1,864	2,187	2,790	3,630	4,992	7,068
	3,000円	10万円	695	853	961	1,000	1,019	1,134	1,331	1,700	2,218	3,056	4,336
こども	3,000円	10万円											

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 上記は加入者が700名以上999名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
- 更新日時点において、1,000名以上の場合は、現在と同じ保険料率を適用します。
- 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

●診断書が不要の場合もあります。

条件次第では、診断書に替え、治療状況報告書等(自署のみ)で対応可能です。

- ①入院期間が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等(コピー)の添付
- ②手術給付金・集中治療給付金のご請求ではない
- ③三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)にともなうご入院ではない(※1)
- ④退院後のご請求(入院中・転入院・転科入院のときはお取扱いできません)
- ⑤医療機関でのご入院(※2)

※1 三大疾病を原因とするご入院の場合でも、医療保障保険(団体型)のみのご請求では利用いただけます。

※2 柔道整復師法に定める施術所(整骨院・接骨院)は医療機関には該当しません。

お取り扱いについて

加入資格	本人 群馬県庁生活協同組合の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満15歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方(継続は満69歳6ヶ月までの方) 配偶者 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満15歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方(継続は満69歳6ヶ月までの方) こども 本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方 一配偶者・こどもの加入についてのご注意ー ※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ※配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。(本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、こどもは同時に脱退となります。) ※配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。 ※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。									
	本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。									
	配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。									
	本人・配偶者・こども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。									
告知内容	【過去2年内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。									
	※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金・保険金をお支払いできない場合があります。									
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th><th>給付事由</th><th>給付内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td><td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td><td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td></tr> <tr> <td>死亡保険金</td><td>保険期間中に死亡したとき</td><td>死亡保険金額</td></tr> </tbody> </table> <p>(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。								
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額								
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年間(2024年2月1日～2025年1月31日)で、以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。 									
保険料	●毎月の給与より控除します。(初回は2月分から)									
配当金	●この制度は1年ごとに収支計算を行ない剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いをお約束するものではありません。									

継続加入の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
	<p><入院について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 <p>(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。</p> <p>(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。</p> <p>(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。</p> <p>(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。</p> <p>(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設
給付金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 <ul style="list-style-type: none"> (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは生じたとき ●被保険者が転院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。 <p><入院給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者による給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p>お支払いできない場合について (解除・免責等) (続き)</p>	<p>1. 入院給付金について ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ②その被保険者の犯罪行為 ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦その被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 2. 死亡保険金について ①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>	<p><給付金・保険金のご請求について> ●給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●給付金・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</p> <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。 ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</p>
<p>医療保障保険契約内容登録制度</p>	<p>【医療保障保険契約内容登録制度について】 「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。 医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。 なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。 また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。 当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型)) (3)治療給付率 (4)入院給付金額 (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日 <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>	<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。 この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。</p> <p>〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

新・医療保障保険

保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者



意向確認【ご加入前のご確認】

新・医療保障保険は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

- 病気または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.63



約款規定については、参照ページをご確認ください。P.71

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には【健活】のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円】

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき [疾病入院・三大疾病入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額6,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で 継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付金]	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付金]	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額5,000円 ×集中治療室管理日数	日額3,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金]	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 5万円	1回の手術につき 3万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	50万円	30万円

入院については、参照ページの【入院について】の項目をご覧ください。P.64

保険料

◎月額保険料 (単位：円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円>

記載の保険料は本パンフレット作成時点での算出であり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	男性		女性	
	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	1,435	861	1,425	855
21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	1,565	939	1,545	927
26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	1,715	1,029	1,700	1,020
31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	1,825	1,095	1,815	1,089
36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	2,020	1,212	2,010	1,206
41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	2,350	1,410	2,330	1,398
46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	3,060	1,836	3,025	1,815
51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	3,685	2,211	3,615	2,169
56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	4,870	2,922	4,745	2,847
61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	6,750	4,050	6,520	3,912
66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	9,785	5,871	9,400	5,640
71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	11,400	6,840	10,895	6,537

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

追加給付



保険期間 2024年2月1日(木)~2025年1月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護特約のみ)

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本人・配偶者	
	5,000円	3,000円
所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金]	5・5Bコース 日額5,000円 ×入院日数	3・3Bコース 日額3,000円 ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	
	5Bコース	3Bコース
女性疾患の治療を目的として1日以上入院したとき [女性疾患入院保険金]	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
女性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [女性疾患手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき [女性疾患手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約	保障内容											
	Rコース	Qコース	Pコース									
親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)									

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.65 →

意向確認【ご加入前のご確認】

追加給付は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

◎月額保険料 (単位:円)

<入院保険金日額・手術基準日額: 5,000円・3,000円、介護保険金額: 全コース一律100万円>

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者 5,000円 5コース	3,000円 3コース	本 人・配偶者 5,000円 5Bコース	3,000円 3Bコース
16~20歳 (2003.8.2~2008.8.1)	120	80	360	220
21~25歳 (1998.8.2~2003.8.1)	120	80	390	240
26~30歳 (1993.8.2~1998.8.1)	140	100	540	340
31~35歳 (1988.8.2~1993.8.1)	150	100	490	300
36~40歳 (1983.8.2~1988.8.1)	170	120	530	340
41~45歳 (1978.8.2~1983.8.1)	180	110	630	380
46~50歳 (1973.8.2~1978.8.1)	240	170	800	510
51~55歳 (1968.8.2~1973.8.1)	370	240	1,020	630
56~60歳 (1963.8.2~1968.8.1)	520	370	1,250	810
61~65歳 (1958.8.2~1963.8.1)	760	550	1,520	1,000

親介護特約

<親介護保険金額: 300万円・200万円・100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	26~35歳 (1988.8.2 ~ 1998.8.1)	36~40歳 (1983.8.2 ~ 1988.8.1)	41~45歳 (1978.8.2 ~ 1983.8.1)	46~50歳 (1973.8.2 ~ 1978.8.1)	51~55歳 (1968.8.2 ~ 1973.8.1)	56~60歳 (1963.8.2 ~ 1968.8.1)	61~65歳 (1958.8.2 ~ 1963.8.1)	66~70歳 (1953.8.2 ~ 1958.8.1)	71~75歳 (1948.8.2 ~ 1953.8.1)	76~80歳 (1943.8.2 ~ 1948.8.1)	81~85歳 (1938.8.2 ~ 1943.8.1)
300万円 Rコース	10	10	40	80	170	350	750	1,560	3,320	7,070	15,030
200万円 Qコース	10	10	30	50	110	240	500	1,040	2,210	4,710	10,020
100万円 Pコース	10	10	10	30	60	120	250	520	1,110	2,360	5,010

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わると変わります。

重病克服支援制度

保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者



意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者	
		300万円	500万円
主契約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	300 万円	500 万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)		
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	150 万円	250 万円
がん・上皮内 新生物 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	30 万円	50 万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類	死亡・ 高度障害	お支払事由			上皮内新生物
		特定疾病	その他の4疾病		
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円			
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 250万円		
特約	がん・上皮内新生物 保険金			お支払事由のいずれかに該当で 50万円	
	お支払事由ごとの 保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円
					50万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

特定
疾病
保険
金

7大
疾病
保険
金

*13

がん・上皮内新生物保険金

死亡保険金

高度障害保険金

お支払事由

お支払対象と ならない疾患例^{*1}

●悪性新生物 (がん)

加入日前を含めてはじめて^{*2}悪性新生物と診断確定^{*3}されたとき
ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を
含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定された
とき

- 上皮内新生物^{*4}
- 悪性黒色腫を除く皮膚がん
- 脂肪腫

●急性心筋梗塞

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、急性心筋梗塞を発病^{*5}し、
その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日
以上、労働の制限を必要とする状態^{*6}が継続したと医師によって診断
されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術^{*7}
を受けたとき

- 狹心症
- 解離性大動脈瘤
- 心筋症

●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、脳卒中を発病^{*5}し、その疾
病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、
言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医
師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とし
た所定の手術^{*7}を受けたとき

- 一過性脳虚血
- 外傷性くも膜下出血
- 未破裂脳動脈瘤

●重度の糖尿病

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、糖尿病を発病^{*5}し、医師が必要と認める日常的かつ継続的な
インスリン療法^{*8}を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき

●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、高血圧性疾患を発病^{*5}し、その疾病により高血圧性網膜症^{*9}
であると医師によって診断されたとき

●慢性腎不全

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が
必要と認める永続的な人工透析療法^{*10}を開始したとき

●肝硬変

加入日以後に発病した疾病^{*5}を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生
検)により診断されたとき

加入日前を含めてはじめて^{*12}悪性新生物・上皮内新生物と診断確定^{*3}されたとき
ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経
過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき

- ※1 お支払対象とならない疾患には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健
康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術ま
たは血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限
ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご
覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物
に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部
位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、
がん・上皮内新生物保険特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.57

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.71

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.67

重病克服支援制度

保険料

◎月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・500万円>

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性					
	本人・配偶者			300万円 500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円		500万円			
16~20歳 (2003.8.2~ 2008.8.1)	444	195	39	740	325	65
21~25歳 (1998.8.2~ 2003.8.1)	597	210	39	995	350	65
26~30歳 (1993.8.2~ 1998.8.1)	612	240	42	1,020	400	70
31~35歳 (1988.8.2~ 1993.8.1)	759	315	48	1,265	525	80
36~40歳 (1983.8.2~ 1988.8.1)	1,032	405	60	1,720	675	100
41~45歳 (1978.8.2~ 1983.8.1)	1,434	585	90	2,390	975	150
46~50歳 (1973.8.2~ 1978.8.1)	2,403	1,020	141	4,005	1,700	235
51~55歳 (1968.8.2~ 1973.8.1)	3,996	1,620	216	6,660	2,700	360
56~60歳 (1963.8.2~ 1968.8.1)	6,264	2,760	372	10,440	4,600	620
61~65歳 (1958.8.2~ 1963.8.1)	9,771	4,395	681	16,285	7,325	1,135
66~70歳 (1953.8.2~ 1958.8.1)	14,472	6,345	1,044	24,120	10,575	1,740
71歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	18,216	7,815	1,245	30,360	13,025	2,075

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性					
	本人・配偶者			300万円 500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円		500万円			
16~20歳 (2003.8.2~ 2008.8.1)	369	195	45	615	325	75
21~25歳 (1998.8.2~ 2003.8.1)	444	225	75	740	375	125
26~30歳 (1993.8.2~ 1998.8.1)	567	300	96	945	500	160
31~35歳 (1988.8.2~ 1993.8.1)	813	435	135	1,355	725	225
36~40歳 (1983.8.2~ 1988.8.1)	1,200	660	183	2,000	1,100	305
41~45歳 (1978.8.2~ 1983.8.1)	1,758	1,095	240	2,930	1,825	400
46~50歳 (1973.8.2~ 1978.8.1)	2,220	1,425	300	3,700	2,375	500
51~55歳 (1968.8.2~ 1973.8.1)	2,907	1,815	309	4,845	3,025	515
56~60歳 (1963.8.2~ 1968.8.1)	3,585	2,415	357	5,975	4,025	595
61~65歳 (1958.8.2~ 1963.8.1)	5,094	2,865	483	8,490	4,775	805
66~70歳 (1953.8.2~ 1958.8.1)	6,732	3,825	543	11,220	6,375	905
71歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	8,358	4,350	594	13,930	7,250	990

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

• 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

100万円コース

◎保障内容等

保障区分	保障内容	保障額	
		本人・配偶者	100万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金]（※1）	100 万円	100 万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]（※1）		100 万円
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金]（※2）	50 万円	50 万円
	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金]（※2）		10 万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
«リビング・ニーズ特約»余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性							
	本 人・配偶者		100万円		本 人・配偶者		100万円				
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	100万円	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	100万円			
16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	148	65	13	100万円	50万円	10万円	100万円	50万円			
21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	199	70	13	16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	123	65	15	16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	148	75	25
26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	204	80	14	21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	189	100	32	26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	271	145	45
31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	253	105	16	31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	400	220	61	36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	586	365	80
36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	344	135	20	41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	740	475	100	46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	969	605	103
41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	478	195	30	51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	1,195	805	119	56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	1,698	955	161
46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	801	340	47	61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	2,244	1,275	181	66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	2,786	1,450	198
51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	1,332	540	72	71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	6,072	2,605	415	71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	6,072	2,605	415
56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	2,088	920	124	66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	3,257	1,465	227	61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	4,824	2,115	348
61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	3,257	1,465	227	71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	6,072	2,605	415	66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	6,072	2,605	415
66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	4,824	2,115	348	61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	7,400	3,700	515	66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	7,400	3,700	515
71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	6,072	2,605	415	71歳 (1952.8.2～1953.8.1)	7,400	3,700	515	61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	9,072	4,500	685

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで
- この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

長期療養収入補償制度

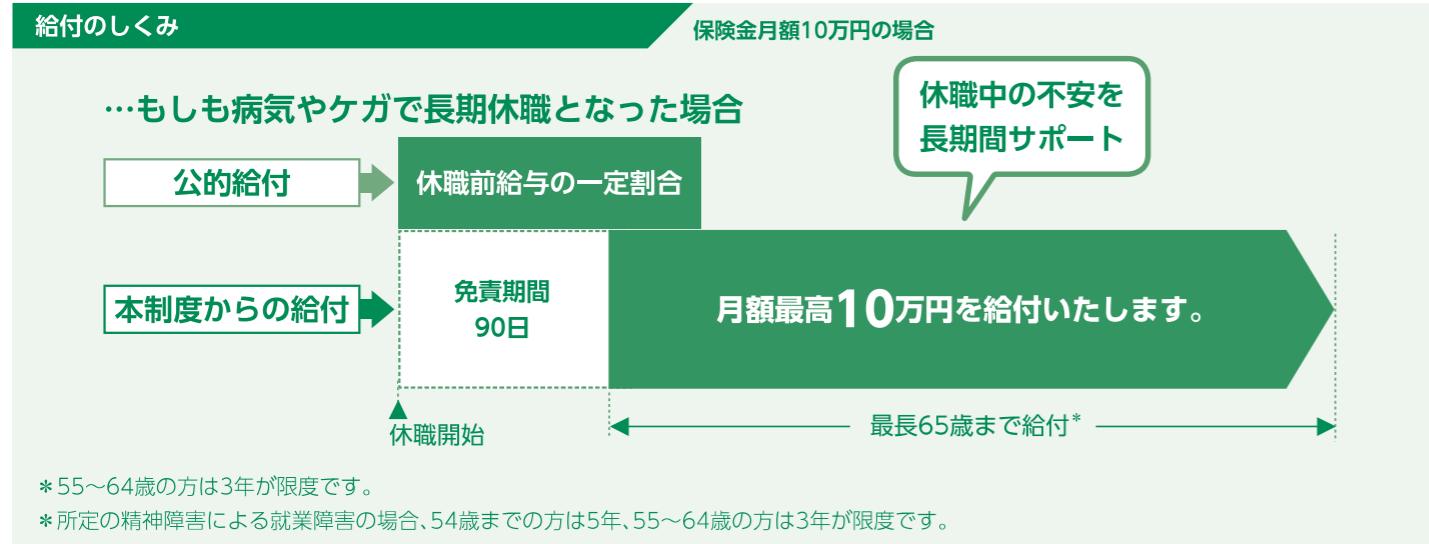


保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 本人

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55～64歳の方は3年が限度です。

意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

◎月額保険料 (単位:円)

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 5万円 5コース	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 5万円 5コース	保険金月額 10万円 10コース
16～24歳 (1999.2.2～2007.8.1)	90日	65歳	509	1,018	328	656
25～29歳 (1994.2.2～1999.2.1)			528	1,056	427	853
30～34歳 (1989.2.2～1994.2.1)			582	1,165	578	1,155
35～39歳 (1984.2.2～1989.2.1)			745	1,489	884	1,768
40～44歳 (1979.2.2～1984.2.1)			1,095	2,190	1,423	2,846
45～49歳 (1974.2.2～1979.2.1)			1,622	3,245	2,080	4,160
50～54歳 (1969.2.2～1974.2.1)			2,239	4,478	2,671	5,342
55～59歳 (1964.2.2～1969.2.1)		3年	1,431	2,863	1,493	2,985
60～64歳 (1959.8.2～1964.2.1)			2,577	5,154	2,397	4,793

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.68

請求の際は、P80の事故連絡票をご使用ください

リビングリスク制度

保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者



意向確認【ご加入前のご確認】

リビングリスク制度は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

補償概要・補償項目		本人 Yコース	配偶者 Wコース
傷害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 2,700円	日額 2,500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	1.35または 2.7万円	1.25または 2.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 1,600円	日額 1,600円
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]		10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		10,000万円 (注)	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円以上) [レンタル用品賠償責任保険金]		30万円 (注)	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合(免責1,000円以上) [キャンセル費用保険金]		10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]		150万円	150万円
月額保険料		650	570

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下のものも補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.60

請求の際は、P79の事故連絡票をご使用ください

ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	57
保険金・給付金をお支払いできない場合について	58
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	58
基本保障保険(生命保険部分)	58
基本保障保険(損害保険部分)	60
リビングリスク制度	60
新・医療保障保険	63
追加給付	65
重病克服支援制度	67
退職後継続制度(新タイプ)	68
長期療養収入補償制度	68
その他の	69

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

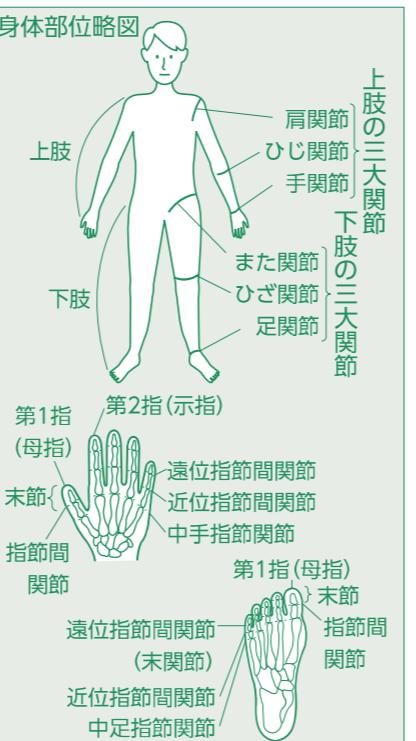
- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

基本保障保険(生命保険部分)・基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・新・医療保障保険・追加給付・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となつたとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなつたとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的がある、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき
 - *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

基本保障保険(生命保険部分)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいづれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%~10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となつた入院であること)

【災害保険金】(災害保障特約について)

給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいづれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいづれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

第4級	<p>18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの</p>	30%
第5級	<p>28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの</p>	15%
第6級	<p>37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの</p>	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(2)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
(2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
(3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
(2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度

保険金・給付金のお支払いについて

下表では、基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度で設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

ご注意いただきたいこと

携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)	(◎) : 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。 (○) : 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。 (★) : 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。 (☆) : 事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値のことです)。
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)	保険金・給付金のお支払いできない場合について 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)。
レンタル用品賠償責任保険金 (○)	日本国内でレンタル業者より貸借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)	項目 お支払いできない主な場合 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき •告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと注 •保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと •保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと •保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと など
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受けれる予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)	死亡保険金 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)	携行品損害保険金 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
<p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。 ●外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。 <p>●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。</p> <p>●柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギプスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含まれません。)を常時装着したときには、その日数について通院したものとみなして通院保険金をお支払いします。</p> <p>※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。</p> <p>●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。</p> <p>●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>	死亡保険金 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき •告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと注 •保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと •保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと •保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと など		
レンタル用品賠償責任保険金			賠償責任保険金 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
キャンセル費用保険金			レンタル用品賠償責任保険金 ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
			キャセル費用保険金 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など

ご注意いただきたいこと

救援者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・鬭争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
-----------	---

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできないことがあります。

新・医療保障保険

保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
（注）被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。）
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
（注）治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。

●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病的治療を目的とした入院について】

- 三大疾病的治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

●対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする統発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含まれます。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象ではありません。)

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 ●三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見がないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。) 	
追加給付		
◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。		
三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
糖尿病・高血圧 入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ※1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病 入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾患の治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
糖尿病・高血圧 手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病 手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ※1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ※1回を限度とします。
●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾患を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。		
●保険期間開始時より前に発病した疾患または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。 (注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾患または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。		
●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額		
●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。		
●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾患が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。		
●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばつてい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。		
●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。		
●保険金受取人は被保険者本人になります。		
●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払みいただきます。		
ご注意いただきたいこと		
●悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)		
1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物		
11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増殖症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨盤増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ラングルハンス細胞組織球症		
●急性心筋梗塞		
19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞		
●脳卒中		
22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞		
25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症		
※対象となる三大疾患を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。		
●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。		
●糖尿病		
1. 糖尿病		
●高血圧性疾患		
2. 高血圧性疾患		
●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。		
●腎臓病		
1. 系球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全		
4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害		
●肝臓病		
6. ウィルス肝炎 7. 肝疾患		
●女性疾患入院保険金および女性疾患手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。		
●悪性新生物		
1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません		
●乳房および女性生殖器の疾患		
3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形		
7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題		
11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの		
●妊娠、分娩および産褥の合併症		
15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物		
●女性疾患手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。		
●瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾患		
1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)		
●足指の後天性変形		
3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)		
●乳房切除の原因となった傷害または疾患		
4. 乳房切除術(生検を除く)		
●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。		
●①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合		
●②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合		
●寝たきりにより介護が必要な状態		
終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。		
イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること		
ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱		

認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集め。
--------------------	---

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病手術保険金を除く)	<p>①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱</p> <p>など</p> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。</p>
介護保険金	<p>①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>など</p>
親介護保険金	<p>①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>など</p> <p>ただし、②③④については、親介護保険金を支払わるのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。</p>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります。

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)</p> <p>●契約者の故意によるとき</p> <p>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</p> <p>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>
高度障害保険金	<p>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</p> <p>●契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続制度(新タイプ)		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)</p> <p>●契約者の故意によるとき</p> <p>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</p> <p>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>
高度障害保険金	<p>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</p> <p>●契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>
●疾病の発生には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。	

長期療養収入補償制度		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾患を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき	免責期間終了後(91日目) 3年を限度*

【補償対象期間について】		
加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方 満55歳以上の方	免責期間終了後(91日目)	満65歳に達した日* 3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55~64歳の方は3年が限度です。
●一度就業障害が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ) (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ) (ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

$$\frac{1 - \text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

- *初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
 - ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

ご注意いただきたいこと

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 <p>など</p>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきりがります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して満54歳までの方は60カ月、満55歳以上の方は3年を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00~F09、F20~F99
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

【その他】

【補償の重複について】

リビングリスク制度・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することができます。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されます。ただし、一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)
(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

【リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について】

重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

【基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度】

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

【保険金・給付金のご請求について】

基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

[基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度]の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

[長期療養収入補償制度]の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

となります。

【社員権について】

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

追加給付・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

基本保障保険(生命保険部分)・新・医療保障保険・重病克服支援制度・退職後継続制度(新タイプ)

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。

【基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

【追加給付・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・追加給付・長期療養収入補償制度

株式会社ジーエスエス 電話番号：027-234-8864

明治安田生命保険相互会社 電話番号：03-5289-7590

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金(拠出型企業年金保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

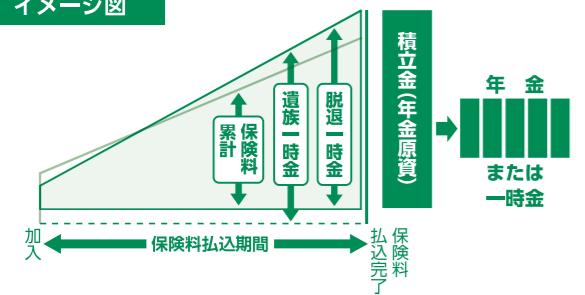
ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

イメージ図



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■ 基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■ 脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■ 遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

*上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

*本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■ 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■ 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあります。既に払込まれた保険料は返戻しません。

■ 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■ 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■ 引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
公法人第三部法人営業第二部
03-5289-7590

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■ この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことです。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することができます。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■ この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■ 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■ 年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■ 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当があるので、十分にご確認ください。

積立年金

加入対象者 本人

意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

こんな人に
おすすめ

●豊かな老後のために現職中から積立てたい

制度の特長

1. 払込完了後に年金として受け取ることができます。(令和5年8月1日現在の予定利率は年1.25%)
2. 加入口数は毎年変更可能(ライフステージに応じて、加入口数を見直します。)
3. 払込保険料は、年末調整の対象
個人年金コースは個人年金保険料控除、一般コースは一般の生命保険料控除の対象となります。
4. 一般コースは退職後に多彩なコース選択も可能
それぞれのニーズに応じ、年金受取・年金に代えて一時金・無配当医療保険を自由に選べます。
※個人年金コースは「年金受取」「年金に代えて一時金」受け取りのどちらかになります。

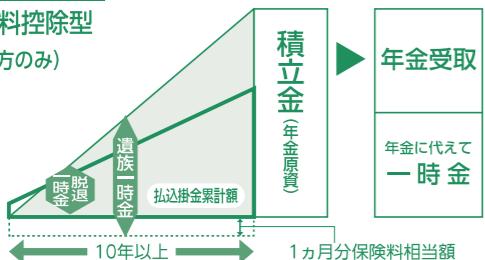
コース

積立年金には個人年金コースと一般コースの2つのコースがあります。

*両方のコースに加入することもできますし、いずれか一方だけ加入することもできます。
必ずP77の加入資格を確認のうえ、お申込みください。

個人年金コース

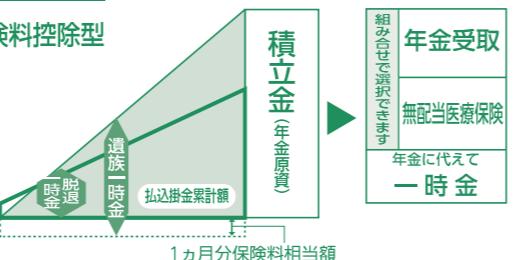
個人年金保険料控除型
(50歳未満の方のみ)



- 年金受取専用のタイプ※なので保険料は旧制度の「個人年金保険料控除」の対象となります。
- ※年金に代えて一時金での受取も可能です。
- 積立金を払い出すことはできません。(脱退は可能)
- 払込完了時の受取方法は年金だけです。
(年金に代えて一時金として受取ることも可能です。)

一般コース

一般の生命保険料控除型



- 保険料は旧制度の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
- 所定の事由に該当した場合積立てを続けながら積立金を払い出することができます。(詳細はP77を参照)
- 退職後の幅広いニーズに対応した多彩なコースを選択できます。
(無配当医療保険の詳細は別途お問い合わせください)
無配当医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

- 脱退一時金／中途脱退(更新時・脱退時)のときお支払いします。
- 遺族一時金／死亡の場合、脱退一時金に月額保険料1ヶ月分相当額を合算してお支払いします。(加入者の遺族に支払われます。)

※保険料は掛け金より制度運営費を控除した額です。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。



給付額試算表

月払(加入口数5口5,000円につき)

加入期間	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	60,000円	約 58,350円
2	120,000	117,300
3	180,000	176,750
4	240,000	236,800
5	300,000	297,450
6	360,000	358,700
7	420,550	420,600
8	483,050	483,100
9	546,150	546,200
10	609,900	610,000
15	938,850	939,100
20	1,285,600	1,285,950
25	1,651,250	1,651,800
30	2,037,050	2,037,850
35	2,444,250	2,445,300
40	2,874,050	2,875,350

一時払(加入口数5口50,000円につき)

加入期間	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	50,000円	約 49,000円
2	50,000	49,450
3	50,000	49,900
4	50,000	50,400
5	50,000	50,900
6	50,000	51,350
7	50,000	51,850
8	50,000	52,350
9	50,000	52,850
10	50,000	53,400
15	50,000	56,100
20	50,000	59,000
25	50,000	62,100
30	50,000	65,400
35	50,000	68,900
40	50,000	72,600

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料3,462万円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(令和5年8月1日現在)を引受割合(令和5年8月1日現在)に基づき加重平均した率1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和5年8月1日現在年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと、払込保険料の合計を下ります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(令和5年8月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

年金受取例

10年確定年金の場合
(年金原資8,000,000円)
<定額型>



10年間の受取総額
約841.8万円

※15年確定年金、10年保証期間付終身年金もあります。

積立年金 取扱内容

個人年金コース		一般コース
加入資格	加入日（毎年2月1日）に満18歳以上50歳未満の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払完了年齢（60歳）まで10年以上ある方となります。	加入日（毎年2月1日）に満18歳以上58歳未満の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払完了年齢（60歳）まで2年以上ある方となります。
加入日（責任開始日）	令和6年2月1日（木）から加入となります。	
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金は加入者負担です。 ・払込方法 <ul style="list-style-type: none"> ①月 払 1口 1,000円で3口以上50口まで（第1回目は1月の給与より控除します。） ②一時 払 1口 10,000円で1口以上2,000口まで ③退職時一時 払 1口 10,000円で1口以上2,000口まで *月払は一口当り1%の制度運営費を含んでいます。 *一時払は月払への加入が条件となります。 	
加入口数の変更（増口・一部中止）	<p>年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け2月1日付けで取り扱います。</p> <p>加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。</p> <p>*一部中止については下記別表を事由とします。</p>	
減口及び全口中止の取扱	<p>*減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。</p> <p>*全口中止とは、払込みを中断するもので積立金の払い出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。但し、全口中止ができるのは3年が限度です。</p> <p>【一般コース】 加入者は右記の事由がある場合にはお申し出により積立金の払い出し（減口）や掛金の中止することができます。</p> <p>【個人年金コース】 減口・全口中止ともにお取り扱いできません。</p>	
在職中の給付	<p>在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。） ・死亡したとき：遺族一時金（加入者の遺族に支払われます。） <p>遺族一時金＝脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額</p> <p>*遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>	
脱退	任意脱退を希望する方は、脱退の申みができます。給付金請求書の提出が必要となります。	
掛金払完了時のコース選択と給付	掛金払完了時に年金・一時金を選択することができます。	掛金払完了時に年金・無配当医療保険・一時金を選択することができます。
年金受給開始後の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。 掛金払完了年齢（60歳）に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能ですが、60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。 ・これらのことと『年金受給権の取得』といいます。 ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。 ・加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中は掛金の払込はお取り扱いしません。尚、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は、減口のお取扱いはできません。 *年金は年4回（3月、6月、9月、12月）3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。 <p>①確定年金 (10・15年間) 基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。</p> <p>②保証期間付終身年金 保証期間中（10年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。</p>	

年金受給開始後の給付 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。但し、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増しのための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当します。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
引受会社 明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社
〔連絡先〕 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部
〒110-0006 住所 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F TEL 03-5289-7590

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

＜ご参考＞ 公的年金シミュレーター(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



SI-S 事故連絡票 (傷害・物損) □ FAX 03-3257-3288 □

明治安田損害保険株式会社
傷害・火災・新種保険サービスグループ受付日:
ご相談者:
TEL:

STD・LTD用

310100

団体名	群馬県庁生活協同組合	団体番号	91-01806-0-000000	更新月	2月	商品名	普通傷害	新規種別	□	進戻者	□
		91-	- -	月	月	LR					

加入者	アリガナ	被保険者番号		性別	男	所属		職種	
		生年月日	年 年月日	性別	男				

△の方の場合は受取者。相手の場合は所有者をご記入ください。

被保険者	□ 加入者と同じ → 実際内まで記入ください	加入者からみた経路	□ 配偶者	□ 子	□ 同居の親族	電話番号	日中連絡先	()
		生年月日	年 年月日	性別	男	自宅	()	

被保険者	アリガナ	被保険者番号		性別	男	所属		職種	
		生年月日	年 年月日	性別	男				

現住所	〒 - 都道府県
-----	----------

メール	
-----	--

防災申請	□ 有 □ 無	他社契約	□ 無・不明 □ 有 →	会社名	保険種類
------	---------	------	--------------	-----	------

請求項目	□ 01 死亡	□ 02 後遺障害	□ 03 入院	□ 04 手術	□ 05 物損	□ 06 レンタル費	□ 07 キャンセル費用	□ 08 その他の	□ 32 その他	□ 40 その他	□ 52 その他	□ 54 その他	□ 56 その他	□ 58 その他	□ 60 その他	□ 62 その他	□ 64 その他	□ 66 その他	□ 68 その他	□ 70 その他	□ 72 その他	□ 74 その他	□ 76 その他	□ 78 その他	□ 80 その他	□ 82 その他	□ 84 その他	□ 86 その他	□ 88 その他	□ 90 その他	□ 92 その他	□ 94 その他	□ 96 その他	□ 98 その他
------	---------	-----------	---------	---------	---------	------------	--------------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

※24時間表示

事故日	H R	年	月	日	時	分	頃	□	□	自数	自数
事故地	(施設名)						宅地	宅地	内	外	

事故内容	事故状況	詳しく記入してください	(何をしている時)	(何が起きて)	(どうなったのか)
------	------	-------------	-----------	---------	-----------

傷病名	
-----	--

部位	頭部	顎	首	肩	胸	背	腕	手	脚	足	膝	踝	その他	→	症状	AI	BI	B2	D1	E1	F1	G1	H1	J1	99	固定具(ギブス等)	無	有	医師による固定具の客観的装着指示の有無
----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----------	---	---	---------------------

傷害治療見込み	初診日	H R	年	月	日	時	分	頃	自数	自数
	通院	H R	年	月	日	時	分	頃	宅地	宅地

	□ 治療	H R	年	月	日	時	分	頃	実通院日数	日
	□ 治療中	見込	週	/	日	見込	()	日間		

	□ 入院	H R	年	月	日	時	分	頃	見込	日
	休業期間	H R	年	月	日	時	分	頃	見込	日

	□ 手術	名称	医療機関	医療機関
--	------	----	------	------

	□ 後遺障害見込みあり	□ 死亡	H R	年	月	日	時	分	頃	電話番号	電話番号
--	-------------	------	-----	---	---	---	---	---	---	------	------

保険の対象	損害品名	購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分	
		H R	年	月	円	□ 未修理	□ 1.破損(現物有) 写真有

				円	□ 修理済	□ 20.返却
				円	□ 未修理	□ 1.破損(現物有) 写真有

				円	□ 修理済	□ 20.返却
--	--	--	--	---	-------	---------

SI-S

(群馬県庁生活協同組合)経由
明治安田損害保険株式会社 所得補償保険サービスグループ 行
(FAX 03-3257-3288)
就業障害発生連絡票(事故連絡票)

STD・LTD用

310100

二担当者

TEL: - -
FAX: - -

※該当する項目に印をお願いします。※姓と名の間は1枠空けて、周辺は1枠を使用して記入してください。受付日 令和 年 月 日

団体名	群馬県庁生活協同組合	団体番号	91-90573-3-3-0000000	LTD
-----	------------	------	----------------------	-----

現住所	〒 - 都道府県
-----	----------

被保険者	アリガナ	現住所	〒 - 都道府県
------	------	-----	----------

被保険者	アリガナ	姓	日中連絡先 TEL
------	------	---	-----------

被保険者	アリガナ	姓	自宅TEL
------	------	---	-------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

被保険者	アリガナ	姓	勤務先TEL
------	------	---	--------

復帰(見込み)日 (年 月 日)

傷病名

症状

初診日 年 月 日 既往症 □ 無 □ 有一傷病名() 年 月 日

入院 年 月 日 ~ 年 月 日

通院 年 月 日 ~ 年 月 日

手術 □ 無 □ 有 () 治療見込 年 月 日

名前 治院 □ 有 □ 無 電話番号

所在地

受診科

他契約 □ 1.有 □ 5.無・不明 有の場合 会社名 担当医師

保険の種類 証券番号

【個人情報の利用目的】

保険金請求にあたり、ご縁あつただくお客様の個人情報につきましては、契約者が保険契約を締結する損害保険会社に提供し、保険引受けの判断、保険事故への対応(賠償先への照会、事業関係の調査確認や開示する損害保険会社や損害弁護士グループ内での確認を含みます)、保険金の支払いや各種商品・サービスの提供案内を行うために利用させていただきます。

本個人情報の取り扱いについて、特段お申し出がない場合は、ご了承いただけたものとして、以降の保険金請求手続きを進めさせていただきます。

【会社使用印】

受付印 保険会社 扶養控除会社 承認印 K3101-1404





個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【新・医療保障保険・重病克服支援制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診 P.23 情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

お申込み方法

[基本保障保険(生命保険部分)・基本保障保険(損害保険部分)・リビングリスク制度・医療保障保険・新・医療保障保険・追加給付・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

[退職後継続制度(新タイプ)・積立年金]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

群馬県庁生活協同組合

027-221-4028

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部

03-5289-7590

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル
8階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで